標柱二号から六四度〇七分〇四秒
二一七・〇〇一メートルの地点
標柱三号から二度五五分三九秒
一六七・三四七メートルの地点
標柱四号から三四九度四八分二八秒
二九〇・四〇三メートルの地点
標柱五号から八〇度〇九分四八秒
一九・〇七六メートルの地点
標柱六号から一五二度〇七分四四秒
三〇八・九五九メートルの地点
標柱七号から一八六度一三分三八秒
一三三・五一一メートルの地点
標柱八号から二〇六度一八分三九秒
一八一・八八七メートルの地点
標柱九号から二七六度一九分〇六秒
一一四・六二九メートルの地点
標柱十号から二四二度三〇分一七秒
一四四・九一二メートルの地点
三号
四号
五号
六号
七号
八号
九号
十号
十一号

○防衛省告示第八十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年四月十八日から同年六月十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年四月十八日から同年六月十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百二十七号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川首都圏外郭放水路について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十八条の二第一項の区域を次のように指定する。

平成二十三年四月十四日

関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十二年建設省告示第二千八百七十五号北部大阪都市計画下水道事業安威川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十二年九月八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十四日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十五号及び四百九十三号

三　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　後　一〇・四九メートル～一六・一六メートル　一二・九四キロメートル～二一・一三キロメートル

○四国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月十四日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十三号及び四百九十四号

三　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　二五・七〇～三一・六〇メートル　〇・〇二三キロメートル

後　二四・九五～二六・〇五　〇・〇二三

高知県高岡郡佐川町字岩ノ越丙一三九四番一から同町字岩ノ越丙一三九一番四まで

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

高知県安芸郡安田町唐浜字長ハヱ二九九番一から同町唐浜字長池一九一番二まで

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百九十四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　二五・七〇～三一・六〇メートル　〇・〇二三キロメートル

後　二四・九五～二六・〇五　〇・〇二三

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

三　事業施行期間　平成二十三年四月十四日から平成二十四年三月三十一日

四　事業地

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十三号及び四百九十四号　高知県高岡郡佐川町字岩ノ越丙一三九四番一から同町字岩ノ越丙一三九八番イまで　中屋敷丙一三六番七まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月十四日